

北名古屋市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和3年5月28日

北名古屋市監査委員 大 野 真 一

北名古屋市監査委員 桂 川 将 典

3北施第 170 号
令和 3年 5月14日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一 様
北名古屋市監査委員 渡 邊 幸 子 様

北名古屋市長 長 瀬 保
(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和3年4月30日付け3北監第15号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜施設管理課＞

1 【指摘事項】

(1) 収入事務について

法定外公共物の使用料において、申請件数が多い一部の申請者の徴収事務が、通常と異なる取り扱いであったため是正すること。

(2) 契約事務について

公用車の購入契約において、コロナの影響を見込んで期間設定をしたにもかかわらず変更契約により期間延長を行っていたが、その理由と市への影響が不明確であった。購入契約において変更契約を締結する際も、事情に応じて協議の経緯や市の事業への影響等についての記録を整備すること。

(3) 補助事業について

空家解体費補助事業において、要綱で定める添付書類の提出を受けていないものがあつた。また、提出を受けられない書類の場合に、市が確認することについての要綱の規定が不十分であった。

(4) その他

身分証明証について、管理簿等による交付・回収管理をしていないため管理方法を改善すること。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、大口の申請者の徴収事務が通常と異なる扱いであったことを本年度より改め、すべて同じ手続きで事務を行います。

(2) 指摘事項については、今後、同様な事案の際には業務への支障を精査し、大幅な納期延期等、業務に支障を及ぼす可能性がある場合は代車の検討を含めて変更契約を行うようにします。

(3) 指摘事項については、要綱を改正し是正しました。

(4) 指摘事項については、本年度より管理簿を整備し交付・回収管理を行うことで適正な管理を行います。

3北ス第 18 号

令和3年5月13日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一 様

北名古屋市監査委員 渡 邊 幸 子 様

北名古屋市長 長 瀬 保

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和3年4月30日付け3北監第15号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜スポーツ課＞

1 【指摘事項】

(1) 契約事務について

体育館清掃用具等賃借契約において、単独随意契約をした理由が不明確であった。

(2) その他

総合運動広場のグラウンド利用のための登録証は、ルールを作り実務を行っているが、規則に規定するよう整備すること。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、今後適正な事務処理を行います。

(2) 指摘事項については、料金改定時の条例改正に合わせて規則も改正します。